

## 本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止策について（案）

令和2年5月18日議会運営委員会決定  
令和2年6月3日議会運営委員会決定  
令和2年6月9日議会運営委員会決定  
令和3年5月18日議会運営委員会決定  
令和 年 月 日議会運営委員会決定

本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を実施する。

- 1 議場内ではマスクを着用し、発言時も外さないこととする。ただし、演壇等アクリル板を設置している席から発言する場合はマスクを外すことができる。また、議場出入口に消毒薬を設置し、入室時には手指消毒を行うものとする。
- 2 議場の扉は投票による選挙を行うときを除き、可能な限り開放する。
- 3 傍聴人に対しては、マスクの着用及び手指消毒等について協力を求めるものとする。また、傍聴人が激しくせき込むなどの体調不良の症状が見られた場合は、議長の判断により、退席いただくよう依頼するものとする。
- 4 本件の適用期間は、議会運営委員会において決定する。

<<<新旧対照表>>>

○本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止策について（案）

新	旧
令和2年5月18日議会運営委員会決定 令和2年6月3日議会運営委員会決定 令和2年6月9日議会運営委員会決定 令和3年5月18日議会運営委員会決定 令和 年 月 日議会運営委員会決定	令和2年5月18日議会運営委員会決定 令和2年6月3日議会運営委員会決定 令和2年6月9日議会運営委員会決定 令和3年5月18日議会運営委員会決定
本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を実施する。	本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を実施する。
1 議場内ではマスクを着用し、発言時も外さないこととする。ただし、演壇等アクリル板を設置している席から発言する場合はマスクを外すことができる。また、議場出入口に消毒薬を設置し、入室時には手指消毒を行うものとする。	1 議場内ではマスクを着用し、発言時も外さないこととする。ただし、演壇等アクリル板を設置している席から発言する場合はマスクを外すことができる。また、議場出入口に消毒薬を設置し、入室時には手指消毒を行うものとする。
2 議場の扉は投票による選挙を行うときを除き、可能な限り開放する。	2 議場の扉は投票による選挙を行うときを除き、可能な限り開放する。
3 傍聴人に対しては、マスクの着用及び手指消毒等について協力を求めるものとする。また、傍聴人が激しくせき込むなどの体調不良の症状が見られた場合は、議長の判断により、退席いただくよう依頼するものとする。 <u>（削除）</u>	3 傍聴人に対しては、マスクの着用及び手指消毒等について協力を求めるものとする。また、傍聴人が激しくせき込むなどの体調不良の症状が見られた場合は、議長の判断により、退席いただくよう依頼するものとする。なお、事務局職員は傍聴人が十分な間隔をあけて着席するよう誘導することとする。
4 本件の適用期間は、議会運営委員会において決定する。	4 本件の適用期間は、議会運営委員会において決定する。